

宝塚市人権審議会市民委員の募集案内

市では、「人権審議会」を設置し、人権尊重の社会づくりについての重要な事項及び人権文化センター事業についての重要な事項の調査、審議を行うこととしています。そこで、広く市民の方の意見を求めるため、委員の公募を行います。

- ◆ 募集人数 4名
人権審議会委員は、公募市民委員のほか、公共的団体等の代表者、知識経験者、関係行政機関の職員等で構成され、全体で21名以内となっています。
- ◆ 応募資格 令和6年（2024年）4月1日現在で、次の要件の全てを満たす人
(1) 18歳以上の人
(2) 市内に住所を有し、1年以上経過した人
(3) 本市の市議会議員及び審議会等の委員並びに職員でない人
- ◆ 任期 委嘱の日（令和6年（2024年）7月の予定）から2年間
- ◆ 活動内容 人権審議会に出席し、人権尊重の社会づくりについての重要な事項及び人権文化センター事業についての重要な事項の調査、審議に参加していただきます。
令和6年度（2024年度）開催予定3回（7月・10月・3月）
令和5年度（2023年度）開催実績3回（4月・10月・3月）
- ◆ 報酬 審議会出席者には、規定による委員報酬をお支払いします。
- ◆ 応募方法 申込書に必要事項（名前、住所、電話番号、自認する性、生年月日、活動経験、応募理由）を記入のうえ、800字程度の小論文を作成し、郵送、持参または、メール（m-takarazuka0018@city.takarazuka.lg.jp）によりお申し込みください。
* 審議会における男女の比率に偏りがないようにするクォータ制を導入していますので、自認する性を記載ください。
- ◆ 小論文 テーマ「私にとっての人権問題」
- ◆ 応募締切 令和6年（2024年）5月31日（金）（必着）
- ◆ 選考方法 選考委員会で、申込書及び小論文による書類選考を行い、令和6年（2024年）6月下旬頃までに応募者全員に結果を文書でお知らせします。なお、提出いただいた申込書及び小論文は返却いたしません。
- ◆ 応募先／お問い合わせ先
〒665-8665
宝塚市東洋町1番1号
宝塚市総務部人権平和・男女共同参画課
TEL 0797-71-1141（代表）